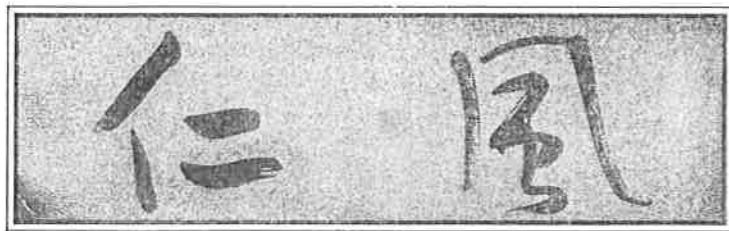


松嶋一海税理士事務所通信



題字 松嶋楠城

編集発行責任者 税理士 松嶋一海

〒160-0008 東京都新宿区三栄町16 松啓ビル201  
TEL・FAX 03(3357)5010／携帯 090(4843)7518



### 2018年版「中小企業白書」生産性向上例113件を紹介

中小企業庁は、2018年版「中小企業白書」・「小規模企業白書」を公表した。中小企業の景況感改善傾向にある一方、大企業との生産性格差は拡大していると指摘。業務プロセスの見直し、人材活用面の工夫、IT利活用、設備投資、M&Aなどについて記載している。具体的には、業務・人材面では、自社の経営課題を見つめ直すとともに「既存の業務プロセスを見直す」ことを示し、その工夫として「多能工化・兼任化」を中心に紹介をしている。

今回の白書の特色としては、中小・小規模事業者に生産性向上に向けたヒントを提供することを目指す「実践的な白書」としてまとめられており、生産性向上に取り組む事業者の事例を昨年の倍以上となる113件紹介している。

### 柔軟な再雇用制度の導入 ブーメラン社員を即戦力に

整体・フィットネスのF社は、元社員を再雇用する制度を導入し、店舗の責任者などに充てている。整体技術を持つ元社員を取り込むことで、店舗運営の効率化を図っている。

若手や中途採用は、教育に時間とコストがかかるが、業務経験があり、職場の環境をよく知

る元社員は、即戦力として期待される。特に、特殊な技術や経験、ノウハウを必要とする業種では、今後、このような柔軟な再雇用制度を取り入れる企業が増えていくとみられる。

この度、厚生労働省は中高年の転職や再就職を促進する指針の中で、企業が一度辞めた社員の再入社を可能にする制度を作るように経済界に要請した。指針に強制力はないが、元社員の再入社を「制度化」する企業が増えれば、人材の流動性が高まり、生産性向上につながるとしている。

### 社員へ朝食を無料提供 残業時間削減の効果も

健康経営の一環として、社員に朝食を提供する企業が増えている。総合商社のI社は、朝型勤務の仕組みを導入。午後8時以降の勤務を原則禁止、午後10時以降の勤務を禁止した上で、午前5時から8時の早朝時間帯への勤務シフトを促している。午前8時前に始業する社員には、朝食を無料で提供し、深夜勤務同様の割増賃金を支給している。この取り組みにより、朝型勤務の社員は約半数に達し、導入前に比べ残業手当やタクシー代も削減することができたという。

社員への朝食の提供は、食事面からの健康促進だけでなく、長時間残業解決のヒントにもなりそうだ。

レジャー・ビジネス・リーダー・マガジン

レジャー・ビジネス・リーダー・マガジン

### 誌上ギャラリー

#### 松嶋 楠城

昭12.5～平20.6 鳥取県生  
元独立書人団理事・審査会員  
元日本象書会 会長  
元全日本書道教育連盟会長  
元東洋大学、目白女子短大講師  
元日本書道専門学校助教授  
元和洋女子大学ソフトテニス部監督

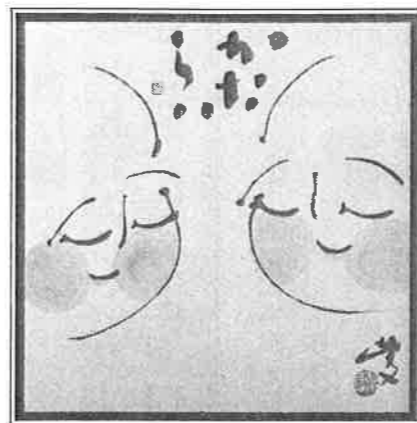
「てふてふひらひら山頭火」  
松嶋楠城著(株エピック社刊)より



P 72 No.59  
「ふるさとの言葉のなかにすわる」  
(説明)  
ふるさとの、何があるときに「ふるさと」なのか。自分たちが生まれ育ったところは、それほどに愛しいのだ。忘れてかかっていた「何かを思い出すときに」である。

#### 柴山 抱海

昭16 鳥取県生・  
在鳥取市青谷町  
(公財)独立書人団 評議員  
日本象書会 理事長  
山陰書人社代表・  
鳥取書道連盟会長  
西安美術学院客員教授



「かたらい」 35×35  
(作評)  
書画一体の作品。なるほど、静かな「かたらい」と二人の交わす言葉は、お互いを大切にしている心持ちなのだと思える。共にあったかのである。

### さきづけ・あとづけ 『開庁・処理・参加』 Vol.XVI (seq.184)

平成30年6月 税理士、FP、企業支援AD 松嶋一海

- 5月の連休も終わり、関東では6月上旬には梅雨入りとなります。梅雨入り前の1ヶ月は、思いっきり暑い日もあり、体調のコントロールは、侮れません。5月でも、場所によっては、夏日に、更には真夏日になることもあると予想されていますので、日本も本当に暑くなってきたと思います。
- ところで、国税庁の開庁記念日は、6月1日です。戦後、大蔵省の外局として創設された訳ですが、それを記念して、OBの講話などがありました。最近では、とんと聞かなくなりました。ご案内のとおり、役所の方は、6月末が事務年度の終了となります。このため、調査案件など、なるべく6月で結論が出るようスケジュールされていますが、結論に至らない事案は、7月以降にずれ込むものも出てくるようです。ご案内のとおり、法人、個人の会計期間は、事業年度と、年度という風に計算期間の基準は違いますが、役所的には、結論が次の事業年度或いは年度にずれると翌年の所得も調整する必要がありますし、場合によっては、役所の担当者の変更ということも生じます。このため、出来るだけ、そうならないよう、事実関係の整理を早くしながら、役所と納税者も努力し、対応していくことが求められているところではあります。
- 法人の申告処理は、顧問先の決算期がばらばらですから、税理士も、ほぼ、毎月、申告処理が必要になります。このところ、顧問先の方でも、頑張って利益を出されると、今度は、いやが上にも中間申告が増えてきます。また、消費税の中間申告は、毎月の方が居られますし、たかだか一人事務所の当方などでも、法人税にして、消費税にして、先般29年の申告が終了した個人所得税に、顧問先の中間申告該当の方が徐々に増えてきたと感じます。毎月、なんとか仕事をすすめているところですが、法令の改正や新規施策など、とてもついていけないんじゃないかと思うくらい、毎年、細かい改正があり、大変なことになってきたと思っているところではあります。もちろん、個別には、いろいろと検討しながら、対応していければいいなど、希望的観測を持っているところではあります。そんな中、5月のアシストの勉強会は、関根正利先生から出された、任意組合の収支計算と減価償却費相当額の配当における税務上の取り扱いについてでした。所得税法、法人税法に確たる規定も無く、通達に定められておりましたが、その変更と所得税、法人税、消費税の取り扱いの違いをチェックしましたので、いいタイミングであったと思えました。
- 4月は、3月の個人所得税の確定申告後の個別の案件や年1回の決算処理による申告などの対応に追われましたが、5月は、監事をさせていただいている顧問先の監査などもあり、また、申告済みの内容確認などの照会も役所からありましたので、日々、地道に対処させていただいているところではあります。細々とした仕事ばかりを周りを叩かれながら、やり過ぎている感じですが、それでも、ちっぽけなことでも、その一つ一つが、整理され、何気なくきちんとなると、小さな達成感があり、嬉しいものです。まことに、自分は、村の鍛冶屋さんであったり、トタン屋さんであったり、大工さんであったりと思いつながら、地域の中で職人のような感じを覚えていることがいいのだと言いつつ聞かれています。話は変わりますが、5月は、数量を減らして、久しぶりに事務所へお送りしました。いつも感想をくれる田舎の同級の山林、靖さんからは、案の定、いつものとおり田舎の近況が届けられました。そして、ずつと星占いをしてくれていた熱海の三嶋俊幸さんからは、海の香いっばいの近海物が届けられ、正直、びっくり。あたたかい気持ちに感謝しているところです。
- 一方、4月末は、田舎の高校の同窓会「東京鴨水会」のゴルフが企画されたので、参加しました。一年をとったことでもあります。税理士は、年の前半は、結構多忙でゴルフはなかなか出来ません。したがって、本年初めてのゴルフでしたので、練習もしていませんし、体力も無いし、体のあちこちに耐用年数が出ていて、ガタガタの状態でしたので心配しましたが、やっとなこと、ラウンドすることができました。「スコアより参加」と言い聞かせてプレーしましたが、自分たちの組3人でトリーを飾ってしまいました。同じ田舎の原の出身の長積(おさつち)さんが幹事なので、出来るだけ参加しなければという、唯それだけで参加しています。また、5月中旬には、鳥取県人会のゴルフも予定されており、上井出身の徳田さんが幹事なので、年2回のうち、時間があれば、せめて、年に1回くらいは、参加したいと思っているところではあります。皆様からの、何気ない頑張り「ら行」メッセージを、お待ちしております。(Eメール tpkz.matsu@docomo.ne.jp)



### スタートアップ企業

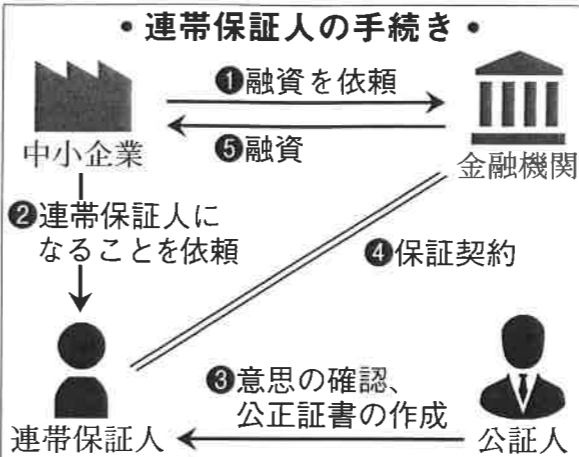
新しいビジネスモデルで急成長を目指す、市場を開拓する段階にある企業のこと。「歩き出す・起動する」という意味の「スタートアップ」に由来し、元々はIT関連企業が集まる米国シリコンバレーで用いられていた言葉。スタートアップ企業と呼ばれる企業の特徴は、創業から数年とまだ間もなく、今までの技術やアイデアにより短期間で急成長を目指すという点がある。その多くが、「世の中に新しい価値をプラスし、社会貢献する」といった目的を持つ。事業として発展・成功させるためには、ベンチャーキャピタルによる投資など、成長段階に応じた外部からの資金調達が必要な力ギとなる。



# 法律 第三者による連帯保証 公正証書の作成を義務付け —改正民法、2020年4月施行—

債権関係規定（債権法）に関する改正民法が2020年4月1日に施行されます。改正は約200項目に及びますが、中小企業への融資で求められる「個人保証」については、一定の制限を加えた新たなルールが盛り込まれています。そこで今回は、第三者による連帯保証の制限について取り上げます。

金融機関が会社に対して融資をする際、金融機関側は、連帯保証人をたてることを要求してきます。特に中小企業などでは、会社の経営者個



人である代表取締役や、その他の取締役や従業員、さらには経営者の家族、親族、親しい友人などを連帯保証人にするのが多く、会社が破産すると、それらの個々人が莫大な額の借金を背負うこととなります。その結果、連帯保証人となってしまった個人が破産や自殺に追い込まれていくというようなケースは、決して少なくありませんでした。

そこで改正民法では、会社が融資を受ける際に、個人を連帯保証人とすることについて大幅な制限を加えています。

改正民法では、経営者以外の第三者である個人が事業のための借入（事業性借入）の保証人になる場合は、その保証契約締結の前1ヵ月以内に作成された公正証書におい

て、「保証債務を履行する意思」を表示していなければ、原則として無効としています。

公正証書とは、法律の専門家である公証人が作成する公文書のことをいい、確実な証拠として用いることができるものをいいます。自らの意思で保証人となること決め、そのことを公正証書によって証明した場合に、これを連帯保証人として認める、ということになります。公正証書を作成するという手順を踏むことで、手続きを慎重にしようという考えです。

このほかにも、債務者は、保証人に対して、自らの収支の状況などの情報を開示することが必要となるなど、新たなルールが設けられています。

ただし、この個人保証の制限には、以下の例外があります。

①主たる債務者が法人の役員等の場合  
借り入れる法人（主たる債務者）の理事、取締役、またはこれらに準ずるものが保証人になる場合には、「保証の制限」は適用されません（公正証書は不要）。

②家族、親族、友人が取締役の場合  
中小企業では、家族、親族、友人が取締役になっていることがよく

ありますが、取締役である家族、親族、友人に対しても、「保証の制限」は適用されません。

③議決権の半数を持つ者等  
借主（法人）の総株主の議決権の過半数を持つている者も適用が除外されます。

主たる債務者が個人の場合は、借主の共同事業者、借主の事業に現に従事している配偶者も、「保証の制限」は適用されません。

個人保証に頼らない融資制度  
個人保証に頼らない融資制度の確立に向けた動きも見られています。

金融庁は、金融機関向けの監査指針において、「融資にあたり、経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする」旨の指針改正を行っています。

また、中小企業経営者の個人保証のない融資を促進するために、金融庁や中小企業庁などの関与のもと、中小企業団体及び金融機関団体共通のルールとして「経営者保証に関するガイドライン」が策定され、会社と経営者の関係が明確に区分・分離されている、財務基盤の強化が図られている、経営の透明性が確保されているなどの一定の要件を満たす経営者に対して、経営者保証を求めない融資も行われています。



# 事業承継補助金の概要 事業承継をきっかけに 経営革新や事業転換

経営者の高齢化が進む中、後継者の確保難などから中小企業の廃業が増加するなど、事業承継は日本経済にとって深刻な問題となっています。このため国は、「事業承継補助金」という制度が設け、中小企業の円滑な事業承継を支援しています。そこで今回は、事業承継補助金の概要を紹介いたします。

本補助金は、事業再編・事業統合等を含む経営者の交代を契機とし

## 事業承継補助金の対象と上限

### ▶補助対象

- ・地域経済に貢献する中小企業による
- ・事業承継をきっかけとした
- ・経営革新や事業転換を支援



### ▶補助上限 (補助率2/3)

- ・経営革新を行う場合…200万円
- ・事業所の廃止や、既存事業の廃止・集約を伴う場合…500万円

て、経営革新等を行う中小・小規模事業者に対し、その取り組みに要する経費の一部を補助することで、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

事業承継（経営者の交代）を契機とする「後継者承継支援型（①経営者交代タイプ）」の公募は4月27日から開始されています。事業再編・事業統合等（M&A等）を契機とする再編・統合型（②M&Aタイプ）」の公募は7月上旬から開始される予定です。

ここでは後継者承継支援型（経営者交代タイプ）について取り上げます。

後継者承継支援型（経営者交代タイプ）  
事業承継をきっかけとして、経営革新・事業転換に挑戦する中小・小規模事業者に対し、国の補助金が交

付されるものです。

付されるものです。

### ①補助対象者

平成27年4月1日から平成30年12月31日までに事業承継（代表者が交代）を行った者  
また、新代表者は次のいずれかに該当すること。

- (1) 経営に関する職務などの実績を有している者
- (2) 同業種での実績などを有している者
- (3) 後継者としての必要な知識を有する者

### ②補助上限：2/3まで

(1) 経営革新を行う場合：200万円。

(2) 事業所の廃止や既存事業の廃止及び集約を伴う場合：500万円。

### 補助対象となる事業

「事業承継補助金」を受給するには、事業承継によって新たな取り組みを行わなければなりません。ここでの新たな取り組みとは、経営革新や事業転換など、自社の経営の向上を図る行いであり、「販路拡大」「新市場開拓」「生産性向上」「既存事業の集約・廃止」などに該当するものになります。例として、以下のようなケースが挙げられます。

### ①経営革新

特定の商品を取り扱っていた小売業者が、顧客からの要望を踏まえ、多様な商品を扱う新店舗を出店。

②事業転換  
食料品小売業者が、仕入れルートを生かした飲食店を開業するため、既存店舗を解体・改装を行う。

事業を多角化させていた卸売業者が、不採算事業から撤退するとも、高付加価値な資材製造業に進出。

補助対象となる経費の例  
・人件費（新たな取り組みに従事する従業員の給与など）  
・事業費（事業再編に伴って発生する店舗借入費など）  
・設備費（店舗・事務所の内外装工事、機械装置など）  
・原材料費、マーケティング費、広報費、知的財産・特許関連など。  
事業所の廃止、既存事業の集約などを行う場合、  
・処分、解体費、在庫処分費、原状回復費など。

応募には認定支援機関が作成する「確認書」が必要となります。  
公募要領などの詳細は、中小企業庁HPに記載されますので、ご確認ください。  
<http://www.chusho.meti.go.jp/zainu/shoukei/2018/180427shoukei.htm>

## 平成30年度税制改正にみる 外国人旅行者向け免税制度の拡充 国際観光旅客税(新税)の創設

昨年の訪日外国人旅行者は約2870万人、そして訪日外国人旅行消費額は推計で初めて4兆円を突破するなど、訪日客数、訪日客消費額ともに過去最高を更新しました。

平成30年度税制改正では、観光先進国の実現に向けた措置として、外国人旅行者の利便性向上や免税店事業者の免税販売手続きの効率化を図るための「外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充・手続きの電子化」や、観光基盤強化の財源を確保するための「国際観光旅客税」の創設が盛り込まれています。

そこで今号では、これら制度の概要についてふれてみました。

政府の観光立国推進基本計画によると、平成32年(2020年)までに訪日外国人旅行者を4000万人、訪日外国人旅行消費額を8兆円にする等の目標を掲げ、現時点では訪日外国人旅行者数および訪日外国人旅行消費額は順調に推移しています。

平成30年度税制改正では、観光立国実現に向け、外国人旅行消費の活性化、観光基盤の拡充・強化のための措置が盛り込まれていますので、概要を把握しておきましょう。

### 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

**【施策の背景】**  
 現行では、免税販売のためには、「一般物品」(例…家電製品、カバン、靴、洋服・着物、時計・宝飾品、民芸品など)と「消耗品」(例…食品、果物、化粧品、飲料、医薬品など)のそれぞれの区分の中で、下限額要件(5000円以上)を満たす必要がありま

他方、外国人旅行者からは、商品購入時の「一般物品」と「消耗品」の判別が難しい等の意見が多数あり、「訪日外国人旅行者への実態調査」によれば、免税店を利用した外国人旅行者のうち、約6割が「区分分けの基準が分からない」、「2つの区分ごとに購入金額の判定を行うことを知らなかった」と回答しています。

また、免税店側からも「2つの区分の判別が難しい」といった声や、「合算が認められれば外国人旅行者の買い増しが期待できる」との意見も寄せられていました。

### 【措置内容】

免税販売の下限金額の判定に際し、「一般物品」と「消耗品」の合算を認めることで、外国人旅行者の利便性が向上し、地方も含めた免税店数のさらなる増加と外国人旅行消費のより一層の活性化を図ることを目的として、免税対象要件について、「一般物品」についても特殊包装を行うこと等を条件に、「一般物品」と「消耗品」の合算を認める措置(両物品を合わせて5000円以上)が講じられます。

### 【適用時期】

平成30年(2018年)7月1日から適用されます。

### 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

○免税対象要件について、「一般物品」についても特殊包装を行う等を条件に、「一般物品」と「消耗品」の合算を認める措置を講ずる。

(現行)「一般物品」と「消耗品」それぞれの区分の中で、5,000円以上購入が必要

(改正)「一般物品」と「消耗品」合算で5,000円以上購入でも免税販売が可能に

<b>一般物品</b>  家電 工芸・民芸品	<b>消耗品</b>  食品 化粧品 医薬品	+	 家電 工芸・民芸品 食品 化粧品 医薬品
<ul style="list-style-type: none"> <li>・5,000円以上</li> <li>・特殊包装不要</li> <li>・国内使用可</li> <li>・国外持ち出し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5,000円以上、50万円以下</li> <li>・特殊包装要</li> <li>・国内使用不可</li> <li>・30日以内の国外持ち出し</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・合算で5,000円以上、50万円以下</li> <li>・特殊包装要</li> <li>・国内使用不可</li> <li>・30日以内の国外持ち出し</li> </ul>

[消耗品と同じ要件]

### 外国人旅行者向け免税制度における手続きの電子化

#### 【施策の背景】

現行では、外国人旅行者は免税店において旅券(パスポート)に購入記録票の貼り付け、割印を受けることが免税販売の要件となっており、出国時に購入記録票を税関で回収する手続きが必要となっています。

他方、外国人旅行者からは、「購入記録票が貼られた結果、パスポートが分厚くなった」、「パスポートに貼り付けていた購入記録票が破れた、または剥がれた」といった声や、大量の免税購入により、購入記録票がパスポートに収まりきらないケースも発生していました。

また、免税店側からは、「購入記録をパスポートに貼り付け、割印する手続きに時間がかかる」との声も多数ありました。

#### 【措置内容】

免税手続きの電子化を進めることで、外国人旅行者の利便性の向上および免税店事業者の免税販売手続きの効率化を図ることを目的として、現行の「購入記録票の旅券への貼り付け、割印」に代えて、「免税販売情報の電磁的記録による提出」が免税販売の要件となります。

また、現行の「購入記録票の税関への提出義務」を「税関での旅券の提示義務」に変更されます。

#### 【適用時期】

平成32年(2020年)4月1日以後に行う免税販売について適用されます。

ただし、平成33年(2021年)9月30日までの間については、現行の紙による免税販売手続きを認める経過措置が設けられています。

### 国際観光旅客税(新税)の創設

#### 【施策の背景】

観光立国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための財源を確保する観点から、「国際観光旅客税」が創設されます。

当該財源の用途としては、平成32年(2020年)訪日外国人旅行者4000万人目標等に向け、①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備、②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化、③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験・滞在の満足度向上の3つの分野に充当するとしています。

税収を充てる施策の一例としては、チケットイン等の簡略化・自動

化、保安検査の円滑化、顔認証技術を活用した自動化ゲート等CIQ(税関・出入国管理・検疫)の革新をあげています。

#### 【措置内容】

国際観光旅客税の創設で、航空機または船舶により出国する旅客から、出国1回につき一律1000円が運賃に上乗せするなどして徴収されます。

日本から帰国する外国人旅行者のほか、旅行や仕事で海外に出る日本人も対象となりますが、航空機または船舶の乗員、入国後24時間以内に出国する乗継ぎ旅客、2歳未満の子供などは対象外となります。

#### 【適用時期】

平成31年(2019年)1月7日以後の出国に適用(同日前に締結された契約による一定の出国は除く)されます。

「出国税」ともいわれる国際観光旅客税の創設。恒久的に徴収する国税の新設は1992年の「地価税」以来27年ぶりとなり、注目を集めています。

政府は、来年3月までの今年度で60億円、通年で税収が入る平成31年(2019年)以降は年430億円の税収を見込んでいます。

### 外国人旅行者向け免税制度における手続きの電子化

○現行の「購入記録票の旅券への貼り付け、割印」に代え、「免税販売情報の電磁的記録による提出」を免税販売の要件とする。

○現行の「購入記録票の税関への提出義務」を「税関での旅券の提示義務」に代える。





### 仮眠と労働時間

医療職や警備員など深夜勤務がある職種の場合、休息のために仮眠をとる時間が設けられています。この仮眠時間が、本当に仮眠していればよい、言い換えれば、その仮眠時間中は業務対応をしなくてもよいのであれば、その時間は休憩時間であって、実労働時間には含まれないといってもよいでしょう。

しかし、実際問題として、仮眠時間であっても、いざ何かの事態があれば対応をしなければならぬような状況に置かれていることが少なくありません。実作業に従事したのであれば、それが仮眠時間中であろうとなかろうと、労働時間となります。また、実作業を行っていない仮眠時間（不活動仮眠時間）であって、労働者は、いつ業務対応を迫られるのか分からず、完全に休息できているとはいえません。不活動仮眠時間であるからといって、これをまったく休憩時間として扱うのは労働者に不利益となります。

つても、業務対応・実作業の従事が必要とされており、労働義務から完全に解放されているといえない場合には、休憩時間ではなく「待機時間」とみなされ、労働時間に該当するといえます。業務対応等が必要である以上、その不活動仮眠時間も使用者の指揮命令下にあるものとして、労働時間として扱うのが妥当といえます。

この点について、最高裁判所も、「不活動仮眠時間において、労働者が実作業に従事していないというだけでは、使用者の指揮命令下から離脱しているというだけでは、当該時間に労働者が労働から離れることを保障されて初めて、労働者が使用者の指揮命令下に置かれていないものと評価することができない。したがって、不活動仮眠時間であっても労働からの解放が保障されていない場合には労基法上の労働時間に当たるといふべきである。」と判示しています（最一小判平成14年2月28日・大星ビル事件判決）。

高年齢者雇用安定法は、65歳までの雇用確保措置として、定年制の廃止、定年の引き上げ、定年後の再雇用のいずれかを企業に義務づけています。再雇用の労働条件は法律で定められていないため、近年、トラブルになるケースが増えています。定年を迎える社員に、再雇用（継続雇用）の条件として賃金を25%相当に減らす提案(75%の賃金カット)をしたのは不法行為にあたるとして、会社に慰謝料100万円の支払いを命じた福岡高裁の判決が確定しました。

### 定年後再雇用の賃金75%カットは違法

判決によると、原告は40年余り正社員として勤め、60歳の定年時は経理を担当し、月給は約33万円だったようです。会社は再雇用後に時給制のパート勤務とし、月給換算で定年前の25%相当まで給与を減額する条件を示していたようですが、原告が拒んだという流れです。

判決は、65歳までの雇用の確保を企業に義務づけた高年齢者雇用安定法の趣旨に沿えば、定年前と再雇用後の労働条件に「不合理な相違が生じることは許されない」と指摘。再雇用については、「定年前後の労働条件の継続性・連続性が一定程度確保されるべき」と判断しました。

一方、運送会社で働く運転手が定年前と仕事が変わらないのに賃金が下がったとして、正社員と有期雇用の不合理な待遇差を禁じる労働契約法に反すると東京地裁に訴えた裁判では、一審は原告が勝訴しましたが、二審・東京高裁判決は「再雇用で賃金が下がるのは一般的。2割前後の下げ幅は不合理とはいえない」と訴えを退けています。

定年後の再雇用をめぐっては、働き方が何ら変化がないのに、賃金だけを大幅に切り下げることが認められないと示されており、今後、業務内容の範囲や責任の度合い、労働時間減などとセットに賃金体系を考える必要があります。



### 中小企業庁 固定資産税特例アンケート調査 自治体9割が特例率ゼロの意向

平成30年度税制改正において、中小企業が一定の設備投資をした場合の固定資産税の課税標準が3年間、ゼロ以上2分の1以下の範囲で軽減される「中小企業の設備投資に係る固定資産税特例」が創設されました。

■市区町村の裁量大きい制度 周知の通り、この特例を適用するためには、「導入促進基本計画」を策定した市区町村から、中小企業が「先端設備等導入計画」の認定を受ける必要があります。

また、固定資産税の課税標準ゼロ以上2分の1の範囲についても課税する各市区町村の裁量(条例)に委ねられていることも大きな特徴となっています。

これらの制度概要をみると、「導入促進基本計画」を策定しない、あるいは策定しても軽減対象とする設備や地域を限定するなどの選択肢も各市区町村に委ねられているという側面もあります。

■9割が特例率ゼロの意向 この導入促進基本計画の策定や課税標準の特例率について、各市区町村は現時点でどのように考えているかについて、中小企業庁がアンケート調査を行い、4月にその結果を同庁サイト上で公表しました。

それによると、アンケートを公表しても差し支えないとした市区町村のほとんどが、固定資産税特例の前提となる「生産性向上特別措置法」の施行に合わせ、速やかに導入促進基本計画を策定する予定であり、固定資産税の課税標準については9割近くの市区町村が「ゼロ」にする意向であると回答しました。

なお、アンケートが公表されていない市区町村の意向については、該当の市区町村へ直接確認をする必要があることや、本アンケートは、調査実施時点での各市区町村(長)の意向であり、措置内容は今後変更があり得ることに留意下さい。

### 6月の税務と労務

#### 一 税 務

- ★ 所得税の予定納税額の通知 通知期限…6月15日
- ★ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分) 納期限…6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日
- ★ 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(29年12月~30年5月分)の納付 納期限…6月11日
- ★ 4月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税) 申告期限…7月2日
- ★ 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…7月2日
- ★ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…7月2日
- ★ 10月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分) 申告期限…7月2日
- ★ 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税) 申告期限…7月2日
- ★ 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2ヵ月分)(消費税・地方消費税) 申告期限…7月2日

#### 一 労 務

- ★ 平成30年度労働保険年度更新手続き 申告・納付期限…6月1日~7月10日
- ★ 健保・厚保の保険料の納付 納期限…7月2日

### 価格競争から価値競争へ

牛井業界では、長年、激しい価格競争を繰り広げてきました。その結果、業界全体がコスト削減競争で消耗してしまいましたが、そんな中、「松屋」は「プレミアム牛めし」を、吉野家も各種定食を充実させたことで、各社とも業績が回復。円安の影響による材料高騰もあり、牛井業界も価格勝負から価値勝負へ転換することが求められているようです。▼価格競争から価値競争へは当然としても、価格競争には限界があります。過度な価

格競争は企業の体力を奪い、本来、新商品やサービスに投入されるべき資金まで投入されてしまいます。そうなれば、魅力的な新商品の開発が遅れ、次第に顧客が離れてしまいます。▼価格競争から脱却するためには、商品の差別化、付加価値をつけることが有効です。「安いもの」ではなく、「価値のあるもの」を顧客に提案する戦略です。言い換えれば、自分自身が新たな価値を生み出し、独自性を打ち出すことと言えます。